

平成30年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成30年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 平成30年8月10日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	10	金	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月10日	8月10日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月10日	城 幸太郎君 村崎浩史君 指 名
議 案 第 11 号	本会議	平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月10日	認 定

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨	ページ
8月10日	中野太陽 議員	<p>1 大型免許、特殊免許及び船舶免許の取得状況と取得への支援について</p> <p>(1) 職員における大型免許、特殊免許及び船舶免許の取得状況は。</p> <p>(2) 取得するにあたり、どのような支援が行われているか。</p> <p>(3) 取得支援について、他市、他組合の状況は。当組合で支援する考えは。</p> <p>2 所内トレーニング施設の充実について</p> <p>1 (1) 現在の消防署、分署等におけるトレーニング施設の状況をどう考えているのか。</p> <p>(2) 施設の充実をすべきと考えるが。</p> <p>(3) 職員の声を聞いたことがあるか。</p>	

○ 出席議員（15名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 松 永 秀 文 君
3 番 中 村 太 郎 君
4 番 川 崎 剛 君
5 番 津 田 清 君
6 番 田 川 伸 隆 君
7 番 中 野 太 陽 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 城 幸 太 郎 君
10 番 村 崎 浩 史 君
11 番 宮 田 真 美 君
12 番 松 尾 文 昭 君
13 番 元 村 康 一 君
14 番 三 浦 正 司 君
15 番 松 本 正 則 君

○ 欠席議員 なし

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	梅林 弘幸 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	田方 章 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 川下 辰彦 君

午後3時開会

○議長（松本正則君）

ただいまから、平成30年第3回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

○議長（松本正則君）

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、9番 城幸太郎議員、10番 村崎浩史議員以上2名を指名いたします。

○議長（松本正則君）

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。本日ここに、平成30年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

さて、九州北部の梅雨明けは、平年より10日早い7月9日でしたが、6月28日から7月8日にかけて発生いたしました「平成30年7月豪雨」は、西日本を中心に広い範囲で河川の氾濫や土砂災害などを引き起こし、

死者・行方不明者は200名以上にのぼり、住宅やインフラ施設、農地、農業用施設など広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、負傷されました方々を初め、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、住民の皆様の、安全安心と環境衛生の向上に努めさせていただいております。

火災及び救急の概況につきましては、平成29年版消防年報をお配りしておりますが、火災件数につきましては、平成28年より12件少ない80件、救急出動件数につきましては、過去最高となりました平成28年より15件増加し、10,807件となっております。

救急出動件数の増加につきましては、全国的な傾向でございまして、今後も高齢化の進展により引き続き救急出動件数の増加が見込まれるところでございます。

また、昨年5月の組合議会臨時会の際に御報告申し上げます、本組合の救急自動車に長崎医療センターの医師等が同乗して救命措置を行います「医師同乗救急自動車 通称：エムタック」の運用状況でございまして、平成29年3月1日から開始いたしまして、平成29年の出場件数は48件でございます。

続きまして熱中症による救急搬送の状況でございまして、全国の4月30日から7月29日現在の状況を昨年同期と比較いたしますと、昨年の31,591名から82%増の57,534名となっております。同じく、本圏域内の状況を昨年同期と比較いたしますと、昨年の84名から49%増の125名となっているところでございます。

なお、長崎県全体では昨年の408名から53%増の626名となっております。圏域内の125名の内訳は、重症者が2名、中等症者39名、軽症者が84名となっております。

また、年齢構成別では、0歳から17歳までが29名、18歳から64歳までが52名、65歳以上が44名でございます。今後も、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

職員におきましては、日々、救助技術の研鑽に励んでおります。来る8月24日には、全国消防救助技術大会が京都府京都市で開催されます。本組合からも、「ほふく救出チーム」及び「ロープ応用登はんチーム」が出場いたします。日頃の訓練の成果を十二分に発揮し、良い成績を収めてくれるものと期待しております。

不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、搬入されます不燃性廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上に努め、日々の処理業務を

進めているところでございます。今後とも、両市との連携に努め、事業を推進したいと考えております。

なお、今回提出させていただいております議案につきましては、事務局長より説明いたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。私からの総括説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第3、議案第11号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

それでは、議案第11号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定によりまして別冊のとおり監査委員の審査意見を付して議会の認定に付するものでございます。

平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算書の他、付属資料といたしまして決算書資料、主要施策の成果説明書、決算説明資料、監査委員からの審査意見書を配付いたしております。

それでは、お手元に配付しております決算書及び付属資料によりまして、平成29年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

はじめに決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出決算総括表でございます。左のページに記載のとおり、収入済額33億5,992万8,038円に対して、右のページに記載のとおり、支出済額32億5,143万7,091円となっており、歳入歳出差引残額は1億849万947円でございます。予算額に対する歳入・歳出の決算額の執行率は、歳入が102.4%、歳出が99.1%となっております。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。

決算書の5ページをお開きください。

はじめに、中程にございます5款の財産収入を御覧ください。

この款は財産である基金の運用収入でございますが、指定及び指定代理金融機関であります十八銀行と親和銀行の2行に対して利率交渉を行い、定期預金として保管運用しており、収入済額の欄のとおり、平成29年度は27万2,570円の利息が生じております。

次に8款の諸収入を御覧ください。歳計現金は、預金として保管運用を行っておりまして、1項の預金利子の欄にありますように、合計7,557円の利息が生じております。

次に、歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の方から御説明申し上げますので、決算書の11ページ、12ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金は、予算現額28億1,776万3千円に対し、調定額、収入済額共に28億1,741万1,417円となっております。補正内容としましては、6節高速国道救急業務特別負担金の額の確定によるもので、合わせて137万7千円を減額補正しております。

内容について御説明いたします。11ページの右上に節と記載しておりますが、区分欄の数字が節を表しており、その後の表記が節の名称でございます。

まず、1節 総務負担金3,928万3千円は、管理経費の議会費、総務管理費、監査委員費の財源としての負担金でございます。構成3市の負担金は、必要経費総額を不燃物処理事業費と消防事業費の経費に対して、それぞれ人口割80%、平等割20%で算出し、負担していただいております。

次の2節 不燃物処理事業負担金1億5,164万3千円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金でございます。諫早市、雲仙市の2市の処理に係る分で、人口割100%で算出しております。

次の3節 消防費負担金の欄を御覧ください。右のページの備考欄に記載しております経常経費負担金19億661万4千円は、常備消防及び救急業務に関する負担金でございます。必要経費について、職員配置割85%、人口割15%の負担率で各市の負担額を算定しております。

同じく備考欄に記載の施設整備基金積立金負担金、退職手当基金積立金負担金、庁舎建設起債償還金負担金、車両起債償還金負担金につきましても、経常経費負担金と同じ負担率で各市の負担額を算定しております。

次に5節 消防債元利償還金特別負担金を御覧ください。

内訳を備考欄に記載しておりますが、地元市で負担していただく償還額で、消防救急無線デジタル整備に伴います構成各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市については市の事情で移転した西諫早分署の建設費、諫早署の特殊車両である梯子車購入費及び諫早署新庁舎敷地造成費でございます。大村市については、大村署の特殊車両である梯子車購入費に係る分でございます。

次に6節 高速国道救急業務特別負担金は、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。インターチェンジを有する諫早市と大村市に、請求関係事務をそれぞれ行っていただき、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいております。

次の8節 市単年度特別負担金は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターが所有する人材育成センターの一部を借用する大村消防署久原分署の賃貸借料等に係る負担金でございます。

次に2款 使用料及び手数料をご覧ください。

予算現額1,551万4千円に対し、収入済額1,724万7,400円で、約173万円の収入増となっております。この主な要因は、2項2目消防手数料、1節消防事務手数料の備考欄の危険物検査手数料が増となったことによるものでございます。

次に13ページ、14ページをお開きください。

5款 財産収入は、先ほど御説明したとおりでございます。

6款 繰入金は、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額、調定額、収入済額共に2億462万9千円となっております。

このうち退職手当基金繰入金は、備考欄のとおり消防費の退職手当基金繰入金で消防職員の退職金に充当したものでございます。施設整備基金繰入金につきましては、消防施設整備に係る事業費及び県央不燃物再生センター作業用スポットエアコン設置等施設整備のための財源として繰入れたものでございます。補正内容は、退職手当繰入金が退職予定者の増に伴い1,098万3千円の増額補正、施設整備基金繰入金が消防車両更新に係る事業費の確定に伴い93万7千円の減額補正を行っております。

7款 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。補正内容は、高速国道救急業務負担金の確定に伴う財源更正と総務費、衛生費及び消防費の剰余金に係る基金積立で、合わせて、9,437万7千円を増額補正しております。

8款 諸収入は、予算現額5,001万5千円に対し、調定額8,045万1,011円、収入済額8,028万4,757円で、収入未済額16万6,254円となっております。

8款1項 預金利子につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

8款2項 雑入につきましては、予算現額4,996万4千円に対し、調定額8,044万3,454円、収入済額8,027万7,200円でございます。これは、備考欄の最初に記載しております不燃性有価物売却代が見込金額を上回ったことや当初予算に見込んでいなかった備考欄の下から3行目に消防広域応援交付金などの収入があったことによるものでございます。

なお、消防広域応援交付金につきましては、平成29年九州北部豪雨において、緊急消防援助隊として応援活動に要した経費について、一般財団法人 全国市町村振興協会から交付されたものでございます。

また、収入未済額16万6,254円につきましては、示談書により支払ってもらったこととなっていた16万6千円が未納となっているもので、254円につきましては、確定している遅延損害金でございます。

次に15ページ、16ページをお開きください。

9款 組合債は、予算現額、調定額、収入済額共に同額の9,770万円となっております。

起債対象につきましては備考欄に記載しておりますとおり、小浜消防署の高規格救急自動車3,220万円他以下のとおりでございます。補正内容は、事業費の確定に伴うものでございまして、合わせて260万円の減額補正をしております。

以上の歳入合計は、一番下の欄になりますが、予算現額32億8,140万4千円に対し、調定額33億6,009万4,292円、収入済額の33億5,992万8,038円で7,852万4,038円の収入増となっております。

次に、歳出について御説明いたしますので、17ページ、18ページをお開きください。

はじめに、1款 議会費を御覧ください。

予算現額46万8千円に対し、支出済額46万7,712円で、執行率は99.9%でございます。この経費は、組合議会の運営に係るものでございます。

2款 総務費を御覧ください。

1項総務管理費は、予算現額4,078万3千円に対し、支出済額3,992万585円で、執行率は97.9%でございます。この経費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費、事務費等となっております。補正内容は、総務費の剰余金処分に係るもので、財政調整基金に積立てるため300万円を増額補正しております。

次に19ページ、20ページの2項 監査委員費を御覧ください。

予算現額57万1千円に対し、支出済額38万6,020円で、執行率は67.6%でございます。この経費は、監査事務に係るものでございます。

次に、3款 衛生費 1項 不燃物処理事業費を御覧ください。

予算現額2億2,416万8千円に対し、支出済額2億2,395万6,246円で、執行率は99.9%でございます。不燃性廃棄物を適正に処分するとともに、リサイクルを促進し、有価物回収と入札による売却を実施し、収益を上げることで構成市の負担金の低減に努めているところです。

次に、21ページから30ページの4款 消防費 1項 消防費を御覧ください。

予算現額25億2,404万5,000円に対し、支出済額24億9,820万8,059円で、執行率は99.0%でございます。この経費は、消防救急業務に係るもので、その7割程度が消防職員の人件費となっております。

不用額2,583万円の主なものにつきまして御説明いたします。

1目 消防運営費でございます。ページは21ページから28ページでございます。

主な不用額でございますが、2節 給料 952万円の不用額については、自己の都合による退職者が5名あったことによるものでございます。

11節 需用費の不用額500万円につきましては、消耗品費が150万円、医薬材料費が294万円で、入札による執行残等によるものでございます。

12節 役務費247万円の不用額の内、通信運搬料が約144万円で、専用回線4回線の解約したこと等によるものでございます。

次に23ページ、24ページの13節 委託料の不用額401万円につきましては、職員検診委託、高機能消防指令システム保守点検業務委託、消防救急デジタル無線保守点検業務委託等の入札による執行残等によるものでございます。

次に25ページ、26ページの14節 使用料及び賃借料の不用額113万円につきましては、公舎借上げ料の諫早署長、大村署長分がなかったことによるものでございます。小浜署長の分だけでございます。

次に、2目 消防施設費でございます。ページは27ページから30ページです。

主な不用額につきましては、27ページ、28ページです。11節 需用費の214万円、これは消防救急デジタル無線設備等の突発的な故障及び定期点検時の消耗品交換等に係る修繕料などございまして、見込より執行が少なかったことによるものでございます。

次に、29ページ、30ページの5款 公債費でございますが、予算現額4億8,936万9千円、支出済額4億8,849万8,469円でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款 予備費については、支出がございませんでした。

以上の歳出合計が、一番下の欄で、予算現額32億8,140万4千円に対し、支出済額32億5,143万7,091円、予算に対する執行率は99.1%でございます。

不用額2,996万6,909円につきましては、全額、翌年度への繰越金となりますので、平成30年度の補正予算の財源及び基金の積立てとして予定しております。

次に31ページをお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きますと、歳入歳出差引額は、1億849万1千円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、同額の1億849万1千円でございます。

次に、33ページ、34ページの「財産に関する調書」でございますが、土地及び建物におきましては、増減はあっておりません。

次に、物品につきましては、35ページ、36ページに記載のとおりで、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

はじめに35ページを御覧ください。事務局総務課に係るもので、平成29年度中の増減はございません。

次に、36ページでございます。消防本部に係るもので、平成29年度中の増減でございますが、「消防ポンプ自動車」につきましては、小浜消防署及び愛野分署で計2台の更新に伴う増、小浜消防署及び諫早消防署非常用の計2台の廃止に伴う減、「高規格救急自動車」につきましては、小浜消防署で1台の更新に伴う増と減。なお、小浜消防署旧車両は、諫早総合病院へ無償譲与しております。「その他車両の緊急車」につきましては、大村消防署で査察広報車1台の更新に伴う増と減、「その他車両の一般車」につきましては、宮小路分署で事務連絡車1台の減がっております。「高度救急処置シミュレーター」につきましては、大村消防署で1台の更新に伴う増と減がっており、「エアータント」を諫早消防署に新規配備しております。

基金の現在高につきましては、最後の37ページに記載のとおりでございます。

以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の平成29年度決算書資料を御覧ください。赤のインデックスで11号資料としているものでございます。

1ページをお開き下さい。

一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

先程、御説明いたしました一般会計の歳入歳出決算状況を表にして取りまとめたものでございます。

2ページ、3ページを御覧下さい。一般会計予算決算対比及び前年度比較表を歳入と歳出について款別に記載させていただいております。

4 ページ、5 ページは、一般会計決算額歳入、歳出の前年度との比較を、歳入については自主財源、依存財源別に、歳出については性質別に振り分けて表したものでございます。

6 ページは、構成市の負担金の決算額を前年度と比較したものでございます。

7 ページは、組合債の平成31年度までの償還年次表でございます。平成29年度末の未償還元金の合計は33億5,722万187円となっております。

8 ページは、基金の決算状況表でございます。平成29年度末現在高は、12億2,428万5,400円となっております。

9 ページ、10 ページは、不燃物処理事業にかかる搬入量の過去3年間の実績と搬入手数料の月別の収納内訳でございます。

11 ページは、プレス類等有価物の過去3年間の売却実績を表したものとなっております。

12 ページから15 ページは、消防手数料の月別の収納内訳で、合計と各署ごとの集計表でございます。

16 ページは、普通建設事業費の内訳となっております。

決算書及び資料の説明は以上で終わらせていただきます。

次に、「主要施策の成果説明書」を御覧ください。

これは組合が実施しております主要施策の推進と成果の概要を記載しております。

次に、「県央組合決算説明資料」を御覧ください。

これは、予算科目別に事業の概要を整理したものでございます。主要施策の成果説明書と併せて後程ご覧いただきたいと存じます。

次に、「監査委員の審査意見書」を添付させていただいております。審査結果は1 ページに、審査の概要と意見につきましては2 ページ以降に記載されているとおりでございます。

一番最後10ページの「5 むすび」の下から7行目にありますように、本組合の財政運営は、構成市からの貴重な負担金に依存していることを常に念頭に置き、費用対効果の視点に立ったコスト意識の徹底を基本とし、限られた財源の中で効率化に努め、創意工夫を重ねるとともに、圏域の将来を見据えた、長期的で効果的な運営を継続し、圏域住民の皆様の安全安心と環境衛生の向上に努めてまいりたいと存じます。

今後の財政運営において、大きな位置を占めるのが、消防署庁舎や無線設備などの施設の更新に伴うものであり、昨年策定した消防施設整備計画の方針を反映させた各施設の個別施設計画を来年、再来年にかけて策定し、計画的な維持修繕、更新を進めていくこととなります。

また、消防車両については、これまでと同様に、車両更新計画に則り適切な時期に更新するとともに、装備資機材については、随時、管内全体の見直しを行い、より現場の状況に即した配置を行ってまいります。

不燃物の処理業務につきましても、消防施設と同様に施設・設備の維持更新計画を策定し、計画的な維持修繕・更新を進めてまいります。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

質疑は、歳入は全般、歳出は款ごとに3回までとなっていますので、御了承願います。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示しくください。

○議長（松本正則君）

まず、1款、議会費について、ページは、17ページから18ページであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、2款、総務費について、ページは、17ページから20ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、3款、衛生費について、ページは、19ページから22ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、4款、消防費について、ページは、21ページから30ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○中野議員

お尋ねします。管理者の説明の中でもありましたけれども、救急出場件数が10,807件ということで報告がありました。決算でいきますと、消防運営事務の通信指令課というところになると思いますが、ちょっと気になったのが人口の高齢化というのもあるのでしょうか、いたずら電話とか救急と認められない状況の出動を求められたりというようなこともあって、一回の出動に料金をかけるべきじゃないかといった話も出てきたりとかあったのですが、10,807件の内訳の中にいたずらとか救急と認められない事例とか入っているのか、入っていないのかというのと、それぞれの件数が分かれば教えていただきたいと思います。

○消防長（川原 敦君）

たしかにですね、救急に限らず火災に際してもいたずらの通報はあっております。何件あっているのかというのは、資料を持ち合わせていませんので、調べさせていただきます。救急、火災に関しては、受報時にはいたずらと分かりませんので、出場はしております。その中で完全にいたずらというのは、そう多くないと思います。件数については後ほど御回答させていただきたいと思います。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、5款、公債費について、ページは、29ページから30ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、6款、予備費について、ページは、29ページ、30ページであります。質疑がある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは、11ページから16ページまでであります。質疑がある方はどうぞ。

○中野議員

繰越金でお伺いしたいと思います。13ページ、14ページで、純繰越金で総務、衛生、消防と3つの区分に分かれております、一番大きいのが消防になっていきますけれども、監査意見書の中でありましたけれども、前年度と比べて18%減少しているという状況ですけれども、この状況というのは健全でいけるのかちょっと厳しくなってきたのか、どういう見方をすればいいのかを伺いたいと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

繰越金につきましては、年間の剰余金が発生いたしますと地方財政法第7条の規定で、剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならぬとなっており、これに則って行っているわけですが、今の状況につきましては健全な状況だと考えております。

○議長（松本正則君）

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、次に、「財産に関する調書」について、ページは、33ページから37ページまでであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号「平成29年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第11号は、原案どおり認定されました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第4、「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間については、申し合わせにより、一人につき、答弁を除き20分以内に終わるようご協力をお願いします。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

それでは、中野太陽 議員

○中野太陽議員

皆さんこんにちは。一般質問をさせていただきます。通告書にありますように、大きな二つの点で質問いたします。

まず一点目です。大型免許、特殊免許及び船舶免許の取得状況と取得の支援についてということでお伺いいたします。職員における大型免許、特殊免許及び船舶免許の現在の取得状況をまずお伺いいたします。

○消防長（川原 敦君）

先程の質問を先にお答えしてよろしいでしょうか。

119番通報の受報状況ですけれど、去年の受付総件数は、1万8,483件でございます。そのうち火災が102件、救急が1万477件、救助が90件、警戒が92件、その他の災害が1件、問い合わせが365件でございます。また、試験が1,173件で、いたずらが2件となっております。前年比4件減でございます。これより多いのが間違い電話で576件です。その他が5,605件ありますが、これは警察からの119番通報での情報提供や問い合わせ等を入れております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（松本正則君）

この件についてはよろしいでしょうか。

○中野太陽議員

はい。

○消防長（川原 敦君）

申し訳ございませんでした。

大型免許、特殊免許の取得状況でございます。現役職員240人中、大型免許取得者は207名でございます。中型免許が6名、中型免許の8トン以下の限定が6名でございます。準中型免許7名、普通免許14名であります。普通免許取得者は、この法改正前に取得しておりますので、5トン未満の準中型自動車を運転できるようになっております。以上でございます。

○中野太陽議員

その方々に対してですね、取得するにあたり、いわゆる大型免許を取得するにあたり、どのような支援がまず行われているのか、それと今のお話では特殊免許と船舶免許についてはなかったんですけれど、これは持っている方はいないのかお伺いします。

○消防長（川原 敦君）

申し訳ございません。特殊免許については大型特殊免許が7名でございます。大型特殊牽引が6名でございます。当消防本部では、この特殊免許が必要な車両はございません。なお船舶免許については小型船舶操縦士免許を10名が取得しております。

ご質問がありました大型免許取得にあたり支援状況でございますが、大型免許を受験する際、現在、公費からの取得支援は行っていませんけれど、大型免許を取得しようとする職員に対しましては、中型免許取得者がおられる場合は水槽付ポンプ自動車、通常タンク車といいますけれども、この車両を使って公道での走行訓練や敷地内でコースを作って操作訓練等の実施をしております。

運転技術の大型に対応できるような支援をしているところでございます。さらに、普通免許取得者には、採用後5年以内の者、また、初めて緊急自動車の機関員として任命された者に対して、大村市内にある教習所を年に5回お借りしまして、実際に救急車とポンプ車を持っていき、教習所の教官による指導を行っていただいております。それで中型免許、大型免許を取得できる支援も兼

ねて職員の運転技術の向上を図っているところでございます。以上でございます。

○中野太陽議員

取得の支援というのは、今言われた金銭的な支援、いわゆる免許を取るための支援では、公的な資金は出ていないというお答えだったと思います。

(3) にいきますけれど、取得の支援について他市もしくは他の組合の状況としては、まず、どのような公的な支援がされているかというのを調べたいと思っていますのでお答えください。

○消防長（川原 敦君）

県内の消防本部は10消防本部でございます。この中で免許を取得するために支援を行っている消防本部もあります。また、消防本部によっては採用時の要件に準中型免許を取得していること、採用後に中型自動車、大型自動車の免許を取得することを要件に入れている消防本部もあるところでございます。

実際にですね、離島の五島市と上五島町、それと対馬市が支援を行っているようでございます。また、佐世保市においては、採用後に中型免許の取得を採用要件にして、その後、大型免許の取得費支援を行うという形を採っておられます。以上でございます。

○中野太陽議員

あと、大型免許の取得をする時に、いわゆる免許取得にかかる費用、14、5万円はかかると思いますけれど、たぶん1回分だと思うんですけど、長崎市の方は、例えば、年間に3人分確保しているというようなお話も伺ったんですけど、その辺は調べられていますか。

○消防長（川原 敦君）

長崎市の方にも確認させていただきました。現在は採用要件に準中型免許を取得していることを要件とされているそうです。金銭的な支援はされていないとお伺いしております。以上でございます。

○中野太陽議員

先程の準中型自動車の話が出てきましたけれど、国の道路交通法の改正で普通免許では中型自動車に乗れない、いわゆる8トン以下には乗れなくなるというようなので新たに取らなければいわゆるポンプ車になかなか乗りにくいというようなことが発生するというので、補助を今後考えていくというような話

が今出てきております。この職員における大型免許をとる場合に、私としてもこの公的な支援というのがあるといいのではないかと、これは全国的な話かもしれません。県央組合において、その公的支援というものお考え、いわゆるスキルアップというふうに考えるのか、それとも職員がこれは勝手に取っているのですよ、なのか。どういう形でこの大型免許というのを職員の方に取ってもらう、もしくは取っていただいているというような考えなのかというのがちょっとはつきりしなければ、この支援もするしないというのが変わってくると思うんですけれど、まずこの大型免許を取得するにあたっては、消防署としては個人の自由ですよというお考えなのでしょうか。それともやっぱり取ってくださいというような思いでおられるのか、その辺りをお聞かせください。

○消防長（川原 敦君）

先程の質問ですけれど、当消防本部管内に試験場もあります。また教習場もあってそれぞれ自己啓発といいますか、スキルアップのひとつとして、20代後半ではもう大型免許をほとんどの職員が自分で取りに行っております。我々としては現時点では免許を取得する公費負担は考えておりませんが、その免許をすぐに取りやすいように、最小の経費で取りやすいように今後も支援していければなど考えているところでございます。

○中野太陽議員

先程の数字でいくとほとんどの方が大型免許は取っているということで、私としては、先程、もうお答えを言われましたけれども、資金的な援助は考えていませんと言われましたけれども、私は1回分とかですね、年に一人二人の新人が入ってきた場合とかそういった時にやはり確保して支援していくべき事例じゃないのかな、これのスキルアップすることによってですよ、いわゆる市民の生命と財産を守るという上でのスキルが上がっていくということは、これは喜ばしいことだと思いますのでね。しかも、これは今後必要になってくるから皆さん取られているのだと思うのですよね。そういった上では取るのが当たり前だというようなお考えなのであれば、取ることにに関して一定の支援をしていくというのは負担の軽減、若しくは消防士、消防職員の皆さんのモチベーションのアップにもつながるといふふうに思いますけれども、管理者にお願いした方がいいですかね、管理者お考えをお聞かせください。

○管理者（宮本明雄君）

資格、免許の話でございまして、これは消防職員だけではないと思います。例えば、大学を卒業して、建築学科を卒業して二級の建築士の免許を持ってい

る人で一級を取りたいなど、その時にどういう支援ができるかというのは随分とほかの職種もあります。そういう資格があった方が望ましいという職種はたくさんあると思います。そこで何らかの支援措置をすることが本人にとって良いのか悪いのかというのがあります。支援措置をしてそしてその資格が取れなかった場合はどうなんだという論議もありまして、これは一律に決められるものではないと思うのですけれども、それだけの資格を持つと一定の給与上の配慮があるとか人事異動上の配慮があるとかそういうやり方もあるでしょうし、直接受験費用と研修に行く時の費用は支援するけれども受験に関しては支援をしませんよというのがあります。

それぞれ消防職員だけの話ではなくて、消防団員と消防職員というのは全然そういう意味では違うんじゃないかなと、消防団員については交付税措置とか何とかができてきているようですけれども、消防職員というのはまた違った意味でのその職種に限られる。例えば、救急救命士を取る時どうなんだとかですね。そういうものと一概にこの免許だけを論議するわけにはいかないのじゃないかなと私は思っております、その辺については慎重な対応が、個人にプレッシャーがかかるようでも困りますからですね。そういうふうなことで総括的に総合的に考えていくべきであろうというふうに思います。

業務に支障がないようにということでございますけれども、船舶の免許、それは無いよりあった方がいいかもしれないんですけれども、実際には、船外機付の海で乗れるような船舶を県央組合は持ってないんですけれども、ですからたぶん漁船をチャーターして捜索にあたるかそういうことになると思いますので一概にそれだけを、この大型免許、特殊免許だけを論議するというのはいかなものかなというふうに私は思っております。

普通免許を持っている人も、オートマチック限定を持っている人も若い人には非常に多いと思いますので、総括的に全体で論議していく必要があるのかなと私は思っております。以上です。

○中野太陽議員

大型特殊、そして船舶それぞれ免許が、今管理者が言われるように多種多様な部分があります。また、その取得、スキルアップによってですね、県央組合の職員の皆さんの能力または支援、救助とかのですね、そういったものへのモチベーションにつながるのであれば、私はこの支援をどんどんしていくべきじゃないかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

次の2番に入ります。署内のトレーニング施設の充実についてということで質問をいたします。

現在、この消防署本署そして分署等におけるトレーニング施設の状況をどのように考えておられるか伺います。

○消防長（川原 敦君）

消防職員としてはですね、体力もひとつの訓練のひとつと、維持するのもまたそれを増強するのも我々の努めと思っております。トレーニング機材につきましてはですね、それぞれの署所に最低限のトレーニング機材をおいて筋トレ等をしていただいているところがございます。今後も、職務のひとつとしてこのような取り組みをしていきたいと思っております。以上でございます。

○中野太陽議員

必要性は考えているということで、2番にいきますが、私は施設の充実をするべきじゃないかなというふうに思いますけれども、ここのトレーニングルームや多良見分署とか小浜消防署とか見せてもらいましたけれども、正直そういったものが見あたらない所もでございます。ですので、その充実についてどのように考えているかまずお伺いします。

○消防長（川原 敦君）

庁舎内にトレーニングルームを専用に設けているのは諫早消防署と大村消防署だけでございます。小浜消防署も各分署も、手狭ですので小浜消防署の場合は屋内訓練所を兼ねた講堂にトレーニング機材を設置しております。

また、分署においては、車庫等の空きスペースを利用してダンベルとかバーベル、腹筋台そういったものを現在設置しているところがございます。

毎年度当初に職員に必要な資機材があるかどうかの確認をしております。それで、必要と考えられる物は順次設けていきたいと思っております。以上でございます。

○中野太陽議員

先に3番のことを答えられたのですが、職員の声を聞いたことはあるかというのは、先程のお話だと例えば職員厚生会とかですかね、そういった中でのお話を聞かれたりされたのだと思います。今まで聞かれて、改善をしてほしい、新しい機材を入れてほしい若しくはどうにかしてほしいというようなそういった声というのは挙がってきているのでしょうか。

○消防長（川原 敦君）

先程申しましたけれども、毎年度事あるごとに確認しているところでございます。一番新しいものでは、平成28年度、久原分署がそういう筋力トレーニングのバーベル、ダンベル、腹筋台などの要望があって設置したところでございます。それ以外は今のところありません。以上でございます。

○中野太陽議員

正直、諫早消防署のトレーニングルームを見ましたけれども機材がやっぱり少ないなというのが正直な思いなんです。それでその話を聞くのもどういう聞き方をされているのかちょっと分かりませんが、是非ですね、こういった機材若しくは分署なんかは特にその機材を購入しても置けないということがあると思うんです。例えば、多良見分署なんかは近くに多良見体育センターがあるんです。体育センターにもトレーニングルームがあるんです。そこを借りやすいような、若しくは利用しやすいような方策というのが協力してできないのかな、あと小浜消防署、そして他の分署はどうやられているのかまだ分かりませんが、用地が無いのであればそこにあった機材というのをやっぱり充実させていくべきじゃないのかなというふうに思いますけれども、最後お答えください。

○消防長（川原 敦君）

当務時の我々消防職員はそれぞれ部隊として動かなければいけません。何を行動するにもひとつの部隊として動きます。他の施設をお借りしてそこに入って行って訓練をするということはそれだけ時間がかかりますので、我々が考えているのは自分の施設に必要な物を集めてそこで時間の空いた時に鍛錬をしてもらうという考えでございまして、今後も他の施設を当務中に使おうとは考えておりません。ただですね、我々消防職員は非番の日も自己管理しております。体力錬成、スポーツ等ですね、頑張っている職員もいくらでもいますので、それも含めて非番の時にそういうジムを借りてやっている職員もおりますので、今後もその方針でやりたいと思っております。以上でございます。

○中野太陽議員

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成30年第3回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

午後4時閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

松本 正則

会議録署名議員

城 幸太郎

会議録署名議員

村崎 浩史